

職員の服務の宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六号

職員の服務の宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第一条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(服務の宣誓) 第二条 新たに職員となつた者は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める宣誓書に記名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。 一―三 (略)	(服務の宣誓) 第二条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。 一―三 (略)

(広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第二条 広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(服務の宣誓) 第二条 新たに委員となつた者は、別記様式による宣誓書に記名し、知事に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。	(服務の宣誓) 第二条 新たに委員となつた者は、知事の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。